

聴覚障害者福祉施策に関する公開質問状への回答

奈良2区 日本共産党 いずみ信丈

1. 「情報・コミュニケーション法」の制定について

誰もが情報にアクセスし、コミュニケーションが自由にとれることは社会生活に不可欠です。障がいや難病などさまざまな理由でそれらが困難な方々に対しては、適切な福祉政策や人的支援等により社会全体をバリアフリー化し、情報へのアクセスの自由を保障するための配慮や手段を義務化し、実行することが必要です。

2. 「手話言語法」の制定について

2006年に国連障害者権利条約が採択され、そのため国内法の整備が求められました。その後改正障害者基本法に手話が「言語」と規定され、始めて手話を言語として認める法律ができました。しかし、障害者基本法は「手話」について細かく規定する法律にはなっていません。手話言語法の制定へみなさんとともに頑張ります。

3. 聴覚障害認定の基準について

認定基準をWHO基準に緩和すべきです。聴力の低下はゆっくり進行し、自覚しにくく、気づくのが遅れがちです。聴力検査をうける機会が少ないことも、気づきにくい原因のひとつです。早期発見、早期対応すれば、コミュニケーションがとれて、人生をそのまま継続できます。孤立化を防ぎ、認知症予防になり、医療費削減にもつながります。

4. 手話通訳者の身分保障について

事業の担い手である手話通訳者の仕事は、高度な技術・専門性が求められており、その仕事に見合う身分保障が必要です。国民、行政、議会の理解のもとで、手話通訳者を自治体が正職員として採用するなど、公的責任を発揮する注力します。

5. 手話通訳制度における資格について

国家資格への格上げは、手話通訳者の質の向上のみならず、処遇面での改善も図られることから必要です。

6. 採用時における聴覚障害者への「合理的配慮」と「過重な負担」について

障害者権利条約の批准を受けて、それにもとづく全面的な施策の見直しが必要です。求人や採用などを、障害を理由に不当な差別的扱いを禁じている障害者雇用促進法に沿って、適切な方法をとることが明記されるべきです。

7. その他

すべての人に幸せな社会をつくるのが政治の役割です。その実現に若い力を発揮して頑張ります。